

発行元
 柏崎刈羽原発差止め市民の会
 新潟市中央区白山浦1-238-6
 TEL/FAX
 025-383-6335

STOP 再稼働！

柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

第1回口頭弁論

法廷は満席に

去る7月12日午前10時、新潟地裁において、東京電力を相手に、柏崎刈羽原発全7号機に対する運転差止請求訴訟の第1回口頭弁論が開かれました。132名の原告団には隣県の長野・富山をはじめ各地から参加



新潟地裁前まで横断幕を持ち行進

東電は立証責任を果たせ

第1回口頭弁論冒頭の意見陳述として「被告は、事故の拡大を防止するために注水作業を覚悟した消防士、何よりも愛してやまない故郷や家族を失った方たち、さらには、自らの事業の放棄を余儀なくされ自死した人たち、多くの被害者の人々。この原発事故で自らが選ぶべき人生を奪われたすべての人たちに對して、被告は真摯に情報を開示しなければならぬ」「被告は万に一つも事故に至らないということ自体を立証する責任を負担すべきであり、原告が指摘する危険性について、それを除去できることを証拠によって明確に説明しなければならぬ」と指摘。

法廷に渦巻く不安と怒りの声

冒頭の意見に引き続き、原告の3名が意見陳述を行ないました。本件原発からわずか2キロと言う至

近距離に住む、原告団共同代表の吉田隆介さん(63歳)は「柏崎市は、豊かな海山の自然に恵まれています。陶芸家として、その中で物づくりをできる幸せを感じてきました。しかし、福島原発事故以降、原発の過酷事故を現実のこととして受け止めるようになりました。中越沖地震のダメージを受けている世界最大級の柏崎刈羽原発が過酷事故を起こせば、生命や健康に重大な被害を蒙ることになり、私は故郷を捨てなければならなくなります。」と心情を訴えました。

続いて、原発事故により福島県大熊町から家族4人で避難してきた佐藤定利さん(63歳)が意見を述べました。「3月12日、原発事故や放射能汚染の状況について、何の情報も無いまま、避難が始まりました。」「1号機の爆発は避難所のテレビで知りました。」「枝野官房長官は『直ちに影響は無い』と無責任な発言を繰り返しましたが、不安で一ぱいでした。スクリーンングを受けたのは3月18日で『異常ありません』と言われませんでした。ところが、このスクリーンングは3月14日から基準



傍聴券を求め、地裁の前は人でごった返す

した。スクリーンングを受けたのは3月18日で『異常ありません』と言われませんでした。ところが、このスクリーンングは3月14日から基準

法廷で東電を徹底追及

を10万カウント（それまでの7倍以上！）に引き上げていたのです。安全を考えて基準を作るのではなく、現実の汚染に合わせて基準を変更する人命軽視の対応は絶対許すことができません。」と話されました。生活基盤が一瞬にして根こそぎ奪われた怒りの声に、法廷は静まり返りました。

静寂（しじま）に響くすすり泣き

原告の最後には、いわき市から長男（4歳）と長女（3歳）を連れて避難してきている緑川敦子さん（37歳）が立ち上がりました。「原発事故は私たちから笑顔奪い去りました。」



裁判が終了後、白山会館にて報告集会

んなに空や花がきれいでも、放射能があると思うと、心から美しいと感じることができなくなりました。」「事故の後、子どもが公園に咲いてい

た花を見て、手で触ろうとしました。とっさに私は『触っちゃダメ』と言って子どものお手をおさえてしまいました。」「切実な発言に法廷の中からもすすり泣く声が聞こえました。最後に「美しかった福島を返して下さい。元に戻して下さい。それができないなら原発なんて止めなさい。」と彼女が声を振り絞ったとき、被告代理人席でも多くの弁護士が顔を伏せていました。

弁護団による訴状説明

訴状に関して、弁護団からは「地震・地盤による本件原発の危険性」「原発事故被害の深刻さ、過酷さ」「東電には原発運転の資質も能力も無い」という点に絞って説明。そして、国会事故調の結論をふまえ、福島原発事故について東電が人災であることを認めるかどうか、その一点だけでも口頭で認否せよと迫りました。これに対し、東電代理人は「書面をもって答える」と言うのみで、明確な回答から逃げています。原告団・弁護団・市民の会は、今後も法廷で「福島の声」を届け続けるとともに、柏崎刈羽原発の再稼働を認めない判決をめざしてがんばります。これからもしっかりご支援をお願いします。

カンパ歓迎！

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思えます。

☆郵便振替

口座番号 00520-3-53421
口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。

皆様のご協力よろしく申し上げます。

第2回口頭弁論期日

日時 10月15日（月）午後3時～
場所 新潟地方裁判所民事第1号法廷
内容 ・原告3名の意見陳述
・弁護団からの主張概要の説明
・訴状に対する被告東電の認否等

*傍聴希望の方は1時半までに新潟地裁にお越しください。傍聴券は抽選になります。裁判終了後、弁護士会館にて報告集会があります。抽選に漏れた方で、口頭弁論の内容を詳しく知りたい方は、報告集会にご参加ください。